平成２２年（フ）第１７０１０号
神奈川県藤沢市辻堂３丁目６－３
破産者　松長　良治
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０１１号
神奈川県横浜市鶴見区寺谷２丁目１－20－406、住民票上の住所東京都千代田区外神田６丁目５－６　前川ビル
破産者　松長　茂治
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０１３号
東京都葛飾区亀有２丁目３－16　コトブキハイツ２号館201
破産者　近藤美佐子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０５１号
東京都豊島区巣鴨３丁目34－10－805
破産者　山下　文子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０５２号
東京都昭島市朝日町４丁目23－27
破産者　桑原みどり
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０５３号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺１－３－６－314、住民票上の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町２丁目35－９
破産者　野木　孝充
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０５４号
東京都世田谷区尾山台３丁目20－９－101
破産者　松井　治美
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０６８号
東京都江戸川区臨海町２丁目２－１－205
破産者　富田　順子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２３９号
東京都北区神谷３－16－１－108、住民票上の住所神奈川県横浜市港北区大豆戸町87－１－405
破産者　北村　郁子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２４７号
東京都足立区谷在家３丁目２－15－306
破産者　井伊　昭示
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７２４９号
東京都墨田区東向島６丁目39－１－203
破産者　古澤　秀夫
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４号
神奈川県横須賀市野比５丁目11番４号
破産者　海原工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第５９号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1597番地17、前住所長野県南佐久郡小海町大字千代里3028番地
破産者　篠原あい子
1　決定年月日　平成22年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１３３号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷３丁目７番21－２号ピアファイブＢ棟205号、前住所群馬県太田市新田木崎町562番地１
破産者　高田　晴美
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第５４６号
埼玉県蕨市塚越２丁目４番13号
破産者　有限会社尾島産業
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１５号
埼玉県春日部市不動院野2739番地３
破産者　株式会社鈴木商事
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５１号
埼玉県幸手市東２丁目21番４号
破産者　有限会社東陽ワンタン本舗
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７０号
さいたま市緑区馬場２丁目21番地34
破産者　有限会社英住宅一級建築士事務所
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８８号
埼玉県鴻巣市市ノ縄299番地
破産者　有限会社原鉄工所
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５８５号
神奈川県鎌倉市材木座２丁目６－31
破産者　榊　いなほ
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５１１号
東京都新宿区西新宿７丁目18番１号
破産者　株式会社メディアフレーム
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部